

平成21年2月

各位

パロマ工業株式会社

平成20年6月25日付け「消費生活用製品安全法第39条に基づく危害防止命令」
(平成20・06・24商第14号)において対象となりました、半密閉式ガス瞬間湯沸器の
再点検継続の平成21年1月31日までの実施状況について、ご案内致します。

パロマ工業株式会社・株式会社パロマ 総務部広報室
〒467-8585 名古屋市瑞穂区桃園町6番23号
TEL:052-819-3223 FAX:052-824-5414

[1]再点検活動の結果について

(1)これまでの所在情報に基づく再点検

表1

平成21年1月31日時点〔台〕

これまでの所在情報に基づく再点検対象数 (平成20年5月31日時点)	52,945
うち、対象製品外と区分していたもの	32,655
うち、対象製品と区分していたもの	20,011
従前から未点検であったもの	279
再点検活動を実施したもの	52,945
対象製品の有無を確認できたもの	52,909
対象製品がないことが確認されたもの	52,546
対象製品であることが確認されたもの	363件364台
回収済み	354件355台
未回収(回収の日程調整中など)	9
再点検が継続中のもの	36
お客様との点検日の日程調整など	14
空家・建物なし	0
お客様が不在	2
お客様が点検を拒否	20
再点検を未実施のもの	0

平成21年1月31日時点〔台〕

これまでの所在情報(平成20年5月31日時点)に含まれるべきであったが、弊社データベースへの入力漏れていたもの(平成20年5月31日時点)	454
うち、対象製品外と区分していたもの	445
うち、対象製品と区分し、回収を行ったもの	9
再点検活動を実施したもの	454
対象製品の有無を確認できたもの	454
対象製品がないことが確認されたもの	454
対象製品であることが確認されたもの	0

(2)これまでの所在情報(平成20年5月31日時点)以外の再点検
表2

平成21年1月31日時点〔台〕

これまでの所在情報(平成20年5月31日時点)以外の再点検対象		
これまでの所在情報以外から、ガス事業者等から対象製品があるとの情報及び弊社が対象製品を確認したもの		485 →表3へ
今回の再点検活動による注意喚起によりお客様から弊社に連絡等があり対象製品であることが確認されたもの		165
回収済み		165
未回収(回収の日程調整中など)		0
今回の再点検でこれまでの所在情報以外の場所から弊社が対象製品であることを確認したもの		31
回収済み		30
未回収(回収の日程調整中など)		1
ガス事業者等の再点検により対象製品を確認したもの		289
回収済み		288
未回収(回収の日程調整中など)		1
本危害防止命令後、ガス事業者等から新たに対象製品がある可能性があるものとして情報提供を受けたもの (平成20年8月21日までに)		14,217
開栓中 不在・拒否・空室等		7,886
閉栓中及びメーター取り外し等		6,331
再点検活動を実施したもの		14,217
対象製品の有無を確認できたもの		14,210
対象製品がないことが確認されたもの		14,148
対象製品であることが確認されたもの		62 →表3へ
回収済み		62
未回収(回収の日程調整中など)		0
再点検が継続中のもの		7
お客様との点検日の日程調整など		1
空家・建物なし		0
お客様が不在		1
お客様が点検を拒否		5
再点検を未実施のもの		0

〔2〕新たに対象製品があることが確認されたものについて

(1) 新たに対象製品があることが確認されたものの内訳

表3

平成21年1月31日時点〔台〕

新たに対象製品があることが確認されたもの	911
これまでの所在情報に基づく再点検で対象製品があることが確認されたものから	364
うち、改造が有ったもの	2
うち、改造が無かったもの	361
うち、確認中	1
当時の点検で対象製品外と区分していたものから	201
当時の点検で対象製品と区分していたものから	36
当時からの点検活動で不在・点検拒否及び閉栓などで未点検と区分していたものから	127
これまでの所在情報以外から、ガス事業者等から対象製品があるとの情報及び弊社が対象製品を確認したもの	547
これまでの所在情報以外の再点検などで、ガス事業者等から対象製品があるとの情報及び弊社が対象製品を確認したものから	485
うち、改造が有ったもの	3
うち、改造が無かったもの	482
今回の再点検活動による注意喚起によりお客様から弊社に連絡等があり対象製品であることが確認されたもの	165
今回の再点検でこれまでの所在情報以外の場所から弊社が対象製品であることを確認したもの	31
ガス事業者等の再点検により対象製品を確認したもの	289
本危害防止命令後、ガス事業者等から新たに対象製品がある可能性のあるものとして所在情報提供を受けたものから	62
うち、改造が有ったもの	0
うち、改造が無かったもの	62

(2)新たに対象製品があることが確認されたものの回収状況
表4

平成21年1月31日時点〔台〕

	再点検で対象製品があることが確認されたもの				
		これまでの所在情報に基づく再点検で対象製品があることが確認されたもの	これまでの所在情報以外の再点検などで、対象製品があることが確認されたもの	ガス事業者等から対象製品があるとの情報及び弊社が対象製品を確認したもの	本危害防止命令後、ガス事業者等から新たに対象製品がある可能性があるものとして情報提供を受けたものから
新たに対象製品があることが確認されたもの	911	364	547	485	62
回収済み	900	355	545	483	62
未回収 (回収の日程調整中など)	11	9	2	2	0
回収日が確定しているもの	3	2	1	1	0
回収日を調整中のもの	7	6	1	1	0
回収を拒否されているもの	1	1	0	0	0

(3)新たに対象製品があることが確認されたもの〔都道府県別一覧〕

表5

平成21年1月31日時点〔台〕

	再点検で対象製品があることが確認されたもの						
	911	これまでの所在情報に基づく再点検で対象製品があることが確認されたもの			これまでの所在情報以外の再点検などで、対象製品があることが確認されたもの		
		364	都市ガス	LPガス	547	都市ガス	LPガス
総数	911	364	342	22	547	258	289
北海道	117	14	10	4	103	50	53
青森県	6	0	0	0	6	0	6
岩手県	6	0	0	0	6	1	5
宮城県	4	2	1	1	2	0	2
秋田県	16	1	1	0	15	4	11
山形県	9	0	0	0	9	0	9
福島県	2	0	0	0	2	0	2
茨城県	8	4	3	1	4	1	3
栃木県	7	4	4	0	3	1	2
群馬県	19	13	13	0	6	3	3
埼玉県	22	11	* 9	2	11	5	6
千葉県	11	4	4	0	7	2	5
東京都	265	195	*195	0	70	*61	9
神奈川県	81	52	51	1	29	16	13
山梨県	4	1	1	0	3	3	0
新潟県	55	11	9	2	44	34	10
富山県	10	0	0	0	10	2	8
石川県	21	0	0	0	21	1	20
福井県	10	1	1	0	9	0	9
静岡県	8	0	0	0	8	3	5
長野県	22	4	3	1	18	3	15
岐阜県	9	0	0	0	9	6	3
愛知県	29	7	7	0	22	13	9
三重県	9	2	0	2	7	0	7
滋賀県	12	1	1	0	11	0	11
京都府	17	4	4	0	13	6	7
大阪府	44	14	13	1	30	23	7
兵庫県	12	6	5	1	6	2	*4
奈良県	3	1	1	0	2	1	1
和歌山県	4	0	0	0	4	1	3
鳥取県	2	0	0	0	2	*1	1
島根県	1	0	0	0	1	0	1
岡山県	9	1	0	1	8	0	8
広島県	8	4	3	1	4	2	2
山口県	6	0	0	0	6	3	3
徳島県	1	1	0	1	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	5	0	0	0	5	0	5
高知県	5	0	0	0	5	0	5
福岡県	5	0	0	0	5	3	2
佐賀県	2	0	0	0	2	0	2
長崎県	3	0	0	0	3	2	1
熊本県	8	4	2	2	4	2	2
大分県	3	1	0	1	2	0	2
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	10	1	1	0	9	2	7
沖縄県	1	0	0	0	1	1	0

*: 改造有りが各1台ずつ含まれる

(3)-1 新たに対象製品があることが確認されたもの〔都道府県別一覧〕

(平成21年1月1日から1月31日の間)

表5-1

〔台〕

	再点検で対象製品があることが確認されたもの						
	25	これまでの所在情報に基づく再点検で対象製品があることが確認されたもの			これまでの所在情報以外の再点検などで、対象製品があることが確認されたもの		
		都市ガス	LPガス		都市ガス	LPガス	
総数	25	2	2	0	23	6	17
北海道	5				5	2	3
青森県	1				1		1
岩手県							
宮城県							
秋田県	3				3	2	1
山形県							
福島県	1				1		1
茨城県							
栃木県							
群馬県							
埼玉県							
千葉県							
東京都	5	2	2		3	2	1
神奈川県	1				1		1
山梨県							
新潟県	1				1		1
富山県							
石川県							
福井県	1				1		1
静岡県							
長野県	2				2		2
岐阜県	1				1		1
愛知県	2				2		2
三重県							
滋賀県							
京都府							
大阪府							
兵庫県							
奈良県							
和歌山県							
鳥取県							
島根県	1				1		1
岡山県							
広島県							
山口県							
徳島県							
香川県							
愛媛県							
高知県							
福岡県							
佐賀県	1				1		1
長崎県							
熊本県							
大分県							
宮崎県							
鹿児島県							
沖縄県							

(4) 新たに対象製品があることが確認された時点の使用状況
表6

平成21年1月31日時点〔台〕

	再点検で対象製品があることが確認されたもの				
		これまでの所在情報に基づく再点検で対象製品があることが確認されたもの	これまでの所在情報以外の再点検などで、対象製品があることが確認されたもの	これまでの所在情報以外から、ガス事業者等から対象製品があるとの情報及び弊社が対象製品を確認したもの	本危害防止命令後、ガス事業者等から新たに対象製品がある可能性があるものとして所在情報提供を受けたものから
総数	911	364	547	485	62
使用中(時々の使用も含む)	86	27	59	57	2
不使用	825	337	488	428	60
以前より不使用	130	40	90	85	5
故障などで使用できない状態 で不使用	58	23	35	34	1
ガスまたは給水の配管が 外されていて不使用	54	14	40	39	1
閉栓・ガスメーター取り 外されていて不使用	515	253	262	209	53
対象製品が取り外され、 倉庫などで保管	68	7	61	61	0

〔3〕消費者への周知徹底実施状況（平成20年11月以降分）

（1）新聞による注意喚起

- ・一般全国紙（朝日新聞、読売新聞、毎日新聞、日本経済新聞、産経新聞、
聖教新聞）
 - ・平成20年11月8日上記6紙に掲載
 - ・平成20年12月27日上記6紙に掲載
- ・地方ブロック紙（北海道新聞、中日新聞、西日本新聞）
 - ・平成20年11月8日上記3紙に掲載
 - ・平成20年12月27日上記3紙に掲載
- ・地方紙
 - ・平成20年11月25日に福島民友、福井新聞に掲載
 - ・平成20年11月26日に十勝毎日新聞、釧路新聞、苫小牧民報、函館新聞、秋田魁新聞、山形新聞、北日本新聞、北國新聞に掲載
 - ・平成20年11月27日に河北新報、福島民報に掲載
 - ・平成20年11月28日に東奥日報、デーリー東北、岩手日報、新潟日報に掲載
 - ・平成20年11月29日に室蘭民報に掲載
 - ・平成21年1月26日に河北新報、新潟日報、下野新聞、信濃毎日新聞、北國新聞、北日本新聞、福井新聞、釧路新聞に掲載
 - ・平成21年1月27日に東奥日報、デーリー東北、岩手日報、秋田魁新聞、山形新聞、福島民報、福島民友新聞に掲載
 - ・平成21年1月28日に埼玉新聞、茨城新聞、十勝毎日新聞、函館新聞、苫小牧民報、室蘭民報に掲載
- ・業界紙
 - ・平成20年12月1日にプロパン・ブタンニュースに掲載
 - ・平成20年12月1日にプロパン新聞に掲載
 - ・平成20年12月2日にプロパン産業新聞に掲載
- ・その他
 - ・平成20年11月17日に日本消費経済新聞に掲載
 - ・平成20年12月8日に日本消費経済新聞に掲載

（2）テレビCMによる注意喚起

下記番組で『パロマからいま一度のご確認のお願いです』と題したCMを放送および放送の予定。

- ・テレビ東京「NEWS FINE! 1部」内30秒CM
(11月7日 15:35～16:00)
- ・テレビ東京「釣りロマンを求めて」内30秒CM
(11月8日 18:00～18:30)
- ・テレビ大阪「和風総本家」内30秒CM
(11月10日 20:00～20:54)

- ・ テレビ東京「いい旅・夢気分」内30秒CM
(11月12日 11:30～12:00)
- ・ よみうりテレビ「情報ライブミヤネ屋」内30秒CM
(11月14、21日、12月5、12日および12月19日 13:55～14:55)
- ・ テレビ朝日「ワイド!スクランブル」内30秒CM
(11月17日、12月29日および1月5日 12:00～13:05)
- ・ テレビ朝日「徹子の部屋」内30秒CM
(11月19日、12月3日および1月7日 13:20～13:55)
- ・ TBS「愛の劇場」内30秒CM
(11月25日および1月20日 13:00～13:30)
- ・ テレビ東京「チャンピオンズSP」内30秒CM
(11月27日 19:00～20:54)
(1月22日および1月29日 19:57～20:54)
- ・ テレビ東京 時代劇「土屋主水之助」内30秒CM
(12月1日 19:00～19:54)
- ・ 日本テレビ「サッカークラブ世界一決定戦感動映像」内30秒CM
(12月20日 16:00～16:55)
- ・ テレビ東京「アスリート達の涙」内30秒CM
(12月24日 21:54～23:18)
- ・ テレビ東京「週刊ニュース新書」内30秒CM
(12月27日 11:30～12:00)

下記北海道・東北地区のケーブルテレビにおいて『パロマからいま一度のご確認のお願いです』と題した30秒CMを放送。

- ・ 旭川ケーブルテレビ (12月19日～26日) (放映回数 49回)
- ・ ニューメディア (函館市) (12月15日～27日) (放映回数 120回)
- ・ 八戸テレビ放送 (12月15日～27日) (放映回数 39回)
- ・ 岩手ケーブルテレビジョン (12月15日～27日) (放映回数 14回)
- ・ 三陸ブロードネット (釜石市) (12月15日～26日) (放映回数 70回)
- ・ 塩釜ケーブルテレビ (12月15日～27日) (放映回数 26回)
- ・ 宮城ネットワーク (仙台市) (12月15日～27日) (放映回数 40回)
- ・ 秋田ケーブルテレビ (12月15日～27日) (放映回数 60回)
- ・ ケーブルテレビ山形 (12月15日～27日) (放映回数 65回)

(3) インターネット

自社ホームページにて平成20年6月27日から『いま一度、ご確認をお願い致します』と題した注意喚起をトップページに掲載中。

(4) 情報誌掲載などによる周知及び注意喚起

- ・ 工務店・リフォーム業者からの情報提供を促すために、建築情報誌「建築知識」の12月20日発行号への周知及び注意喚起の掲載。

- ・山小屋等からの情報提供を促すために、山岳系の情報誌「山と溪谷」の12月15日発行号への周知及び注意喚起の掲載。
 - ・ホームヘルパーなど介護に従事する方からの情報提供を促すために、情報誌「かいごの学校」の12月15日発行号への周知及び注意喚起の掲載。
 - ・消費生活コンサルタントといった消費者相談などに関わる方からの情報提供を促すために、情報誌「月刊消費者」の11月1日発行号および12月1日発行号、情報誌「消費と生活」1月1日発行号、情報誌「消費者情報」1月8日発行号への周知及び注意喚起の掲載。さらに「月刊消費者」の2月1日発行号に掲載。
 - ・全国の教育委員会や消費生活センターを通じて教育現場などに関わる方からの情報提供を促すために、情報誌「消費者教育研究」12月5日発行号および2月5日発行号への周知及び注意喚起の掲載。
- (5) ガス事業者及びLPガス事業者の検針などの際に注意喚起書類を配布
- ・ガス事業者及びLPガス事業者の検針などの業務機会時に、検針票の裏に注意喚起を記載したもの、または別途作成のチラシなど総計約3,250万枚を配布済。引き続き同事業者の協力を得て、配布を継続中。

〔4〕再点検の実施体制

(1) 再点検実施体制

現在は、600人体制で再点検実施中です。

(2) 第三者監査委員会

1. 監査委員の選任

監査委員名簿

	ご氏名	ご略歴
委員長	坂井 一郎	弁護士（元福岡高等検察庁検事長）
委員	櫻井 敬子	学習院大学法学部教授
委員	大久保 和孝	公認会計士・新日本有限責任監査法人パートナー
委員	石川 和男	東京女子医科大学教授（元経済産業省）
委員	早野 木の美	消費生活専門相談員・関東学院大学非常勤講師

2. 第8回 第三者監査委員会

・平成21年1月26日（月） 16：00～17：40

・議題

- (1) 再点検進捗状況報告（継続中案件の対応について）
- (2) 監査実施状況報告
- (3) 今後の進め方について

・ 審議要旨

① 周知活動の継続について

広報活動については、徐々に反応は少なくなってきてはいるものの、社告の掲載の度に見つかる対象製品もあるので、今後とも効果的な周知方法を検討して実施していく。

② 今後の進め方について

第三者監査委員会は、今後ともパロマから再点検活動についての報告を受けて継続的に審議するが、開催方法や会議の頻度などは、継続することを前提とした、より効率的な方法を検討する。

(3) 監査組織

◇ 西村あさひ法律事務所

・ 監査業務

平成20年7月14日監査開始。

・ 監査体制

西村あさひ法律事務所木目田裕弁護士と尾崎恒康弁護士を長とし、監査を実施していただく。

以上